

新法紹介

- 1 「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」
- 2 「商務部による対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」
- 3 「国務院による天津、上海、海南、重慶において行政法規規定の実施を一時的に調整することの同意に関する回答」

一、公布済の新規法令

1 「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」

国家市場監督管理総局（以下「総局」という。）は、2022年10月8日に、「食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法」（以下「本弁法」という。）を公布し、2023年3月1日より施行することとした。本弁法は、食品関連製品（本弁法によれば、食品の包装材、容器、洗剤、消毒剤及び食品製造経営に用いる器具、設備等とされている。）の製造者、販売者としての責任及び製造販売の全プロセスへのコントロールに関する要求を定めている。具体的には、本弁法に基づき、食品関連製品の製造者に対しては、原材料のコントロールから、製造・包装等の重要な生産プロセスのコントロール、出庫等における検査のコントロール及び輸送・納品のコントロールまでの食品関連製品の品質安全管理制度を完備することを要求する。また販売者に対しては、食品関連製品の納入・検品制度の構築・実施を要求する。更に生産・販売者いずれに対しても食品関連製品の品質安全に関するトレーサビリティ制度の整備、リコール管理制度の法に従った実施、ラベル・標章の関連制度を明確にした。

次に本弁法では、事前の許認可、事業活動期間における調査・検査、事後の処罰・処理を含む全プロセスの監督・管理体系が定められている。すなわち、市場監督管理部門において、①食品関連製品の生産許認可につき「告知・承諾ベースの許認可」制度及び定例検査制度を全面的に実施すること、②行政区画毎に食品関連製品の製造者リストのデータベースを立ち上げ、各製造者をリスクによって分類・等級分けして監督措置を実施すること、③食品関連製品の品質安全リスクをモニタリングすること、④抜き取り検査で不合格になった等の行政処罰情報について、法に基づき国家企業信用情報公示システムに入力することといった職権を定めている。なお本弁法は、食品関連製品の法律責任の章を設け、食品関連製品に関する法律責任を明確に定めている。

URL：https://gkmlsam.gov.cn/jsj/fgs/202209/20220930_350531.html

（国家市場監督管理総局2022年10月8日公布、2023年3月1日

施行）

2 「商務部による対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」

2022年9月27日、商務部は、「対外貿易の安定した発展を支援するための若干政策措置に関する通達」を発表した。本通達では、対外貿易の安定した発展を支援するために、生産・契約履行の確保、企業による各展示会への参加の支援、第132回の中国輸出入商品取引会（広州）へのオンライン参加の支援、対外貿易のイノベーションプラットフォームの機能の発揮、越境ECによる対外貿易の安定機能の発揮、貿易円滑化への更なる促進といった6つの方面から政策的措置の実施を定めている。具体的には、以下のものが挙げられる。

- ① 各地方において、対外貿易の企業向けの防疫、エネルギー消費、雇用、物流等各方面に対する保障を強化し、対外貿易企業の発注につき契約通りに履行し、交付できるように、必要に応じて全力でサポートする。
- ② 輸出入貨物の輸送スピードをアップさせるために、港の集中・分散輸送と内陸部における輸送の効率を引き上げて、また港に到着した貨物の迅速な搬出入を実現できるように、対外貿易企業に通関利便性のあるサービスを強化し、貨物の通関効率を更にアップさせる。
- ③ 通関地の不合理な費用徴収を引き続き撤廃する。
- ④ 産業のサプライチェーンの安定を保障する。
- ⑤ 各地方において対外貿易発展のための専用資金など関連する資金を積極的に利用し、企業が当該地区、他の地区又は貿易促進機構、展示会業者による海外の展示会に参加できるようにサポートし、条件を満たす地方が海外で開催する展示会の規模を拡大することを奨励する。
- ⑥ 第132回の中国輸出入商品取引会（広州）について、展示会に参加する企業の範囲を拡大し、参加条件を満たしたすべての企業が参加できるように支援し、オンラインの展示期間を10日間から5か月間までに延長する。
- ⑦ 越境ECの海外倉庫の発展を更に支援する政策措置を

打ち出す。

URL：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zw/gk/gkzcfb/202209/20220903351830.shtml>

(商務部2022年9月27日公布、同日施行)

3 「国務院による天津、上海、海南、重慶において行政法規規定の実施を一時的に調整することの同意に関する回答」

2022年9月21日、国務院はサービス業の開放を拡大するために、天津市、上海市、海南省、重慶市における「旅行社条例」、「民弁非企業組織登記管理暫行条例」のかかる規定の実施を一時的に調整することを同意し、調整期間を2024年4月8日までとした。具体的な調整内容としては、

①現行の「旅行社条例」第23条で定める外商投資企業としての旅行社が中国大陸の居民の海外旅行や香港・マカオ・台湾地区への旅行を經營してはならないという制限について、上海、重慶に設立し、且つ条件を満たした外商投資企業としての旅行社が台湾地区以外の海外旅行業に従事することを認めること、②現行の「民弁非企業組織登記管理暫行条例」第2条に定める「民弁非企業組織」の範囲について、その参入制限を緩和して天津、海南省、重慶において外国投資家が資金を寄付し、民弁非企業組織として非営利目的の高齢者介護施設を創設することを認めることが含まれる。

URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/08/content_5716699.htm

(国務院2022年9月21日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。